

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第56号 発行日：令和2年12月28日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

疫学は「応用できる」と証言！中村好一氏反対尋問成功

令和2年12月4日、熊本地裁で中村好一氏（自治医科大教授・公衆衛生学が専門）の証人尋問が行われました。同氏は、原告側が申請し、尋問を行った津田敏秀教授（岡山大学環境生命科学研究科・疫学が専門）に対抗するための証人として、被告側が申請した専門家証人です。津田教授の尋問では、集団を対象に疫病の要因を分析する疫学という学問を使って、原告らが汚染された不知火海産の魚介類を食べたことと水俣病の症状があることの因果関係を立証できることを明らかにしました。中村氏は、この津田教授の証言について、「疫学は集団を観察、分析するものであり、個人への適用は前提でない」と述べ、不知火海沿岸で行われた調査に基づく津田教授の研究手法を批判しました。この中村証言が信用できないことを示すべく、熊本弁護団から菅一雄・村山雅則両弁護士が反対尋問に臨みました。菅弁護士は、中村氏が「疫学辞典」の編さんを行った人物の1人であることを示し、同書に、「疫学」が個人の症例に適用できることを前提とする記載があることを追及しました。中村氏の言い分は、「誤訳に近い」との苦しいもので、中村氏が疫学を個人の因果関係に適用できることを知っていたことが示されたのです。また、村山弁護士からは、過去の中村氏のヤコブ病の裁判の証言内容や文献の矛盾を指摘しました。最後には言葉を濁しながらも疫学がこの裁判に「応用できる」と証言するに至り、尋問は成功のうちに終わりました。



▲期日前の裁判所門前集会の様子



▲期日終了後、報告する村山・菅弁護士(左から)

近畿でも津田教授尋問成功！

1 ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の26回目の期日が12月16日、大阪地裁で開かれました。熊本同様、原告側の証人として疫学の専門家である津田敏秀教授の尋問が行われました。原告側からは、高須賀彦人弁護士、早川光俊弁護士、西念京祐弁護士が尋問し「疫学とはどのような学問か」「疫学から水俣病についてどのようなことが言えるのか」などを明らかにしました。津田教授は、尋問の中で民間医師らが熊本県天草市河浦町宮野河内や上天草市姫戸町、鹿児島県出水郡長島町で行

った調査について「水俣病の疫学による原因確率は90%以上と非常に高く、これで見れば因果関係が認められなければ他の公害裁判での因果関係も否定されることになる」と証言しました。

また、被告側がしきりに問題にしている神経内科医以外の医師が診察していることについても「医師であれば普通にできる診察であり、何の問題もない」と一蹴しました。

早朝宣伝行動～審理の促進を求めて～

裁判の審理促進を求めて、熊本地方裁判所正門前にて、1月25日と12月17日の早朝に原告・弁護団・支援で宣伝行動を行いました。朝4時に起きて参加した原告も多く、準備したチラシを出勤途中の裁判所職員や裁判官に渡したり、それぞれの原告から被害の訴えを行いました。寒空の下でしたが、力強い訴えを届けることができました。



▲審理促進を求めめるチラシを配布する原告

【今後の予定】

- 1月29日 東京訴訟（民事10部）更新弁論
- 2月10日 近畿訴訟中村好一医師 証人尋問
- 3月10日 近畿訴訟上野眞也教授 証人尋問

とある弁護団員のヒトリゴト

今年最後の弁護団ニュース。大変な一年でした。来年こそはコロナの影響なく皆様とお会いできることを楽しみにしています！（熊本弁護団・石黒大貴）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1
マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）
電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索